



2025年2月12日

各位

会社名 株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント
代表者名 代表取締役会長兼社長 田 崎 ひろみ
(コード番号: 2124 東証プライム)
問合せ先 取締役 管理本部長 CFO 沖 野 俊 彦
(TEL: 03-5259-6926)

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く、以下「対象取締役」といいます。)に対する業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入について、2025年3月27日開催予定の第38期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議(以下「本議案」といいます。)することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の理由

当社は、2022年2月15日開催の取締役会において、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。

また、2022年3月24日開催の第35期定時株主総会においては、これに基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、(i)「毎期付与型株式報酬」として年額40百万円以内、(ii)「一括付与型株式報酬」として年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)の金銭債権を支給し、(i)「毎期付与型株式報酬」として年2万株以内、(ii)「一括付与型株式報酬」として年10万株以内、合わせて年12万株以内の当社普通株式を発行又は処分すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割り当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任、または退職した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただきました。

また、当社は、2024年2月14日開催の取締役会において対象取締役の報酬における株式部分の比率を今後拡大することを決議し、2024年3月27日開催の第37期定時株主総会において、上記「毎期付与型株式報酬」の総額を「年額40百万円以内」から「年額200百万円以内」に、また、当該発行・処分株式枠を、2024年1月1日付の当社普通株式の4分割、及び中期的な株価の上昇等を総合的に勘案して「年2万株以内」から「年18万6,000株以内」にそれぞれ改定することにつき、ご承認をいただきました。

今般、当社は中期的な企業価値向上を報酬戦略面からさらに強化することを目的として、上記の各報酬枠とは別枠で、本議案を本株主総会に付議することとしました。

2. 本制度の内容

本制度は、対象取締役の地位及び役位等に応じてあらかじめ設定した基準株式ユニット数を基礎とし、毎事業年度の開始日から翌々事業年度の末日までの3事業年度(以下「業績評価期間」といいます。)におけるTSR(株主総利回り)を用いた評価、及びESG(環境・社会・ガバナンス)に関する指標、その他の業績評価指標(非財務指標を含みます。)の目標達成度等に連動して算定される支給株式ユニット数に応じた当社普通株式及び金銭を業績評価期間終了後に対象取締役に交付する仕組みです。なお、対象取締役

への当社普通株式の交付時に生じる納税資金への充当を可能にすべく、確定した支給株式ユニット数の一部については、交付時株価で換価した金銭による支給とします。

本制度に基づき、対象取締役に対して業績連動型株式報酬として支給する報酬は金銭報酬債権及び金銭とし、その総額は、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とします。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年60万株以内（ただし、本議案が本株主総会で承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、その他業績連動型株式報酬として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会で決定します。

以 上